

伊賀市告示第 225 号

伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 10 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示

伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準（令和 3 年伊賀市告示第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 1 中「この告示」を「この基準」に改める。

第 2 第 1 項に次のように加える。

コ 介護職員等ベースアップ等支援加算  $+ \text{所定単位} \times 24 / 1000$

第 2 第 1 項注 5 中「クについて」を「クからコまでについて」に改める。

第 2 第 2 項に次のように加える。

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算  $+ \text{所定単位} \times 11 / 1000$

第 2 第 1 項注 5 中「エについて」を「エからカまでについて」に、「よる」を「より」に改める。

第 3 中「告示」を「基準」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 226 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 4 年 10 月 1 日付けで次の者を任免したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 10 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

出納員

1 任命する者

事務職員	濱村 昭	健康福祉部地域包括支援センター出納員
事務職員	田中 稔美	人権生活環境部廃棄物対策課出納員

2 免ずる者

事務職員	田中 稔美	健康福祉部地域包括支援センター出納員
事務職員	葛原 秀哉	人権生活環境部廃棄物対策課出納員

伊賀市告示第 227 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 4 年 10 月 3 日付けで次の者を任命したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 10 月 3 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

会計年度任用職員 紙家 有紀 財務部収税課現金取扱員

伊賀市告示第 217 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により地縁による団体を次のとおり認可した。

令和 4 年 10 月 4 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

古田地区自治会

2 規約に定める目的

会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 清掃・美化等地域内の環境整備に関する事
- (3) 防災防犯に関する事
- (4) 住民相互の連絡、広報に関する事
- (5) 集議所等共同施設の維持管理に関する事
- (6) その他、目的達成のため必要な事

3 区域

伊賀市高尾古田地区の全域

4 事務所

伊賀市高尾 5199 番地

5 代表者の氏名及び住所

新 正明 伊賀市高尾 5256 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

令和4年9月14日

伊賀市告示第 218 号

下記の事業者を介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び同法第 115 条の 12 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 78 条の 11 及び第 115 条の 20 の規定により告示する。

令和4年10月4日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	社会福祉法人 あやまユートピア
事業者の主たる事務所の所在地	伊賀市馬場 600 番地
代表者名	理事長 生田 邦夫
代表者の住所	滋賀県湖南市中央二丁目 125 番地
事業所名	認知症対応型共同生活介護支援事業所 グループホームあやま
事業所の所在地	伊賀市馬場 1128 番地
事業所番号	2 4 9 1 2 0 0 2 4 8
指定年月日	令和4年10月1日
サービス種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

伊賀市告示第 219 号

伊賀市役所庁舎宿日直業務における伊賀市斎苑条例（平成 16 年伊賀市条例第 154 号）第 5 条に規定する使用料の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 10 月 4 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 株式会社安全警備  
代表取締役 矢部 敏光  
所在地 伊賀市西明寺 2807 番地の 1

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 220 号

温泉施設の譲渡に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年10月5日

伊賀市長 岡 本 栄

温泉施設の譲渡に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀の国大山田温泉及び島ヶ原ふれあいの里（以下「温泉施設」という。）を有効利用し、地域の活性化に寄与する事業者に温泉施設を譲渡するに当たり、その譲渡先となる事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第7条の規定に基づき、温泉施設の譲渡に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業者の選定について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 募集要項の確認に関する事務
- (2) 評価の基本方針の設定に関する事務
- (3) 事業計画書等の審査及び事業者の選定に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事務

(組織)

第3条 委員会は、委員5人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民自治協議会の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 経理に関する専門的知識を有する者
- (4) 伊賀市参与
- (5) 伊賀市地域連携部長

(任期)



第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(委員会の開会方法の特例)

第7条 委員長は、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議を開くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第9条 委員は、第2条に規定する所掌事務に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に係りのある議事に加わることができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部資産経営課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月5日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 221 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 1010	旧	服部高畑寺 田線	起点 伊賀市服部町 1164 番 1 地先 終点 伊賀市服部町 1227 番 4 地先	6.4~10.5	29.0
	新	服部高畑寺 田線	起点 伊賀市服部町 1164 番 1 地先 終点 伊賀市服部町 1227 番 4 地先	8.9~10.5	29.0

伊賀市告示第 222 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により地縁による団体を次のとおり認可した。

令和 4 年 10 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

古田地区自治会

2 規約に定める目的

会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 清掃・美化等地域内の環境整備に関する事
- (3) 防災防犯に関する事
- (4) 住民相互の連絡、広報に関する事
- (5) 集議所等共同施設の維持管理に関する事
- (6) その他、目的達成のため必要な事

3 区域

伊賀市高尾古田地区の全域

4 事務所

伊賀市高尾 5199 番地

5 代表者の氏名及び住所

新 正明 伊賀市高尾 5256 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定による

9 認可年月日

令和4年9月14日

伊賀市告示第 223 号

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 10 月 12 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱（平成 17 年伊賀市告示第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「貸付け」を「地域総合整備資金の貸付け（以下「貸付け」という。）」に改める。

第 3 条第 1 項中「（様式第 1 号）」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第 2 号中「者の」を「者」に改め、同条第 2 項中「の各号」を削り、「貸付対象」を「貸付けの対象」に改め、同項第 1 号中「売却又は」を「売却し、又は」に改める。

第 5 条第 1 項中「貸付の」を「貸付けの」に、「を 15.7 億円」を「は、15.7 億円」に改め、同条第 3 項中「、試験研究開発用資産」を「試験研究開発用資産」に、「50 パーセント」を「、50 パーセント」に改め、同条第 5 項中「地域力創造対策実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行第 116 号総務事務次官通知）に基づき選定された地域力創造推進地域又は」及び「（地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。）」を削り、「貸付対象事業」の次に「（次項又は第 7 項に規定する貸付対象事業を除く。）に係る第 1 項の規定の適用」を加え、「第 1 項」を「同項」に改め、同条第 6 項中「基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定している場合、又はその近隣市である場合、当該協定」を「基づく定住自立圏形成協定」に、「ビジョン」を「定住自立圏共生ビジョン」に、「取組み」を「取組」に改め、「及び第 2 項」の次に「の規定」を加え、同条第 7 項中「基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携市において、当該協約」を「基づく連携中枢都市圏形成に係る連携協約」に、「ビジョン」を「連携中枢都市圏ビジョン」に改め、「及び第 2 項」の次に「の規定」を加え、同条に次の 1 項を加える。

8 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、第 1 項中「10.5 億円」とあるのは「16.8 億円」と、「15.7 億円」とあるのは

「25.3 億円」とし、第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」とする。  
第 7 条を次のように改める。

(複数年にわたる事業の取扱い)

第 7 条 貸付対象事業が複数年にわたる場合は、貸付対象事業のうち連続する 4 年以内の期間に係る部分を貸付けの対象とする。

第 8 条中「15 年」を「20 年」に改める。

第 10 条の見出しを「(借入れの申込み)」に改め、同条第 1 項中「地域総合整備資金の」を削り、「地域総合整備資金借入申込書 (様式第 2 号)」を「財団が定める地域総合整備資金借入申込書」に改め、「(様式第 3 号)」を削り、「提出しなければ」を「申込みを行わなければ」に改め、同項第 1 号中「(様式第 4 号)」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 設備投資等及び資金調達計画書

第 10 条第 1 項第 3 号中「(様式第 6 号)」を削り、同項第 5 号中「(様式第 7 号)」を削り、同項第 6 号中「その他貸付審査」を「前各号に掲げるもののほか、貸付審査」に改め、同条第 2 項中「の規定による借入申請」を「に規定する申込み」に、「提出しなければ」を「行わなければ」に改める。

第 11 条第 1 項中「地域総合整備資金の貸付決定」を「貸付けの決定 (以下「貸付決定」という。)」に、「地域総合整備資金貸付けに係る総合的な調査・検討依頼書 (様式第 12 号)」を「貸付けに係る総合的な調査及び検討」に、「提出し」を「依頼し」に改め、同条第 2 項中「調査・検討」を「調査及び検討」に、「様式第 13 号」を「様式第 1 号」に改める。

第 12 条中「資金の」を削り、「様式第 8 号」を「様式第 2 号」に改める。

第 13 条第 1 項中「地域総合整備資金の」を削り、同条第 2 項中「こと」を「もの」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 市長は、第 1 項の規定により貸付決定を取り消したときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

第 14 条中「第 12 条の規定による貸付決定通知」を「貸付決定」に改め、「様式第 9 号」を「様式第 3 号」に改める。

第 15 条中「の連帯保証人」を「確実な保証人の連帯保証」に改める。

第 16 条中「借入人」を「貸付けを受けた者 (以下「借入人」という。)」に改める。

第 17 条の見出しを「(繰上償還)」に改め、同条第 2 項第 9 号中「連帯保証人」を「保証人」に、「定める」を「掲げる」に改める。

第 18 条の見出しを「(事業計画等の変更等)」に改め、同条第 1 項中「貸付決定通知」を「貸付決定」に、「者が」を「者は」に改め、「貸付実行前に提出済の」を削り、「市長に地域総合整備資金借入変更承認申請書(様式第 10 号)を提出しなければ」を「財団が定める地域総合整備資金借入申込内容変更書により市長に届け出なければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「による」の次に「届出のあった」を加える。

第 19 条中「振込」を「振込み」に改める。

第 21 条第 1 項中「地域総合整備資金の」を削り、同条第 2 項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(過疎地域における貸付額の特例)

- 3 令和 13 年 3 月 31 日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 2 条第 1 項に規定する過疎地域において実施される貸付対象事業(第 5 条第 6 項又は第 7 項に規定する貸付対象事業を除く。)に係る第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定の適用については、同条第 1 項中「10.5 億円」とあるのは「13.5 億円」と、「15.7 億円」とあるのは「20.2 億円」と、同条第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」と、同条第 5 項中「13.1 億円」とあるのは「16.8 億円」と、「19.6 億円」とあるのは「25.3 億円」と読み替えるものとする。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

【様式第 1 号】

【様式第 2 号】

【様式第 3 号】

様式第 4 号から様式第 13 号までを削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 10 月 12 日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和 4 年度の貸付分から適用する。



伊賀市告示第 224 号

伊賀市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和4年10月12日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）第27条の17の規定に基づき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2第1項に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給申請に係る手続を簡素化すること（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 手続の簡素化の対象となる者は、国民健康保険税の滞納がない世帯の世帯主とする。

(対象となる高額療養費)

第3条 手続の簡素化の対象となる高額療養費は、法施行規則第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費とする。

(手続の簡素化の申請)

第4条 手続の簡素化を希望する世帯主は、あらかじめ書面により市長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による手続の簡素化の申請をした者が高額療養費の支給の対象となったときは、その支給を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(手続の簡素化の中止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手続の簡素化を中止することができる。

- (1) 世帯主から手続の簡素化を取り止める旨の申出があったとき。
- (2) 指定された金融機関の口座に高額療養費を振り込むことができなくなったとき。
- (3) 第2条に規定する手続の簡素化の対象となる者に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が手続の簡素化を中止することが適当であると認めるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

伊賀市告示第 228 号

令和 4 年度伊賀市職員募集要項を次のとおり定める。

令和 4 年 10 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

# 令和4年度 伊賀市職員募集要項

【追加募集】  
令和5年4月1日採用

募集職種

- ・ 技術職（土木上級、土木初級、土木職務経験者対象）
- ・ 学芸員（近世文化・文学）

＜受験申込受付期間＞

令和4年10月15日（土）から10月31日（月）まで  
※受験手続の詳細は3ページを確認してください。

## 令和 4 年度 伊賀市職員募集要項【追加募集】

### 【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数	
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢		
技 術 職 (土 木)	上 級	学校教育法による大学（4 年制）を卒業した人または令和 5 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、下記のいずれかに該当する人 ①土木技術に係る専門課程を履修した人または令和 5 年 3 月末までに履修見込みの人 ②一級または二級土木施工管理技士資格を有する人（令和 5 月 3 月末までに取得見込みの人を含む）	平成 5 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名
	初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和 5 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、下記のいずれかに該当する人 ①土木技術に係る専門課程を履修した人または令和 5 年 3 月末までに履修見込みの人 ②一級または二級土木施工管理技士資格を有する人（令和 5 月 3 月末までに取得見込みの人を含む）	平成 5 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	
	職 務 経 験 者 対 象	学校教育法による高等学校を卒業した人（同等の資格があると認められる人を含む）で、下記のいずれかに該当し、令和 5 年 3 月末時点で民間企業などにおいて、土木技術に係る継続した実務経験の期間を同一企業で 5 年以上有する人 ①土木技術に係る専門課程を履修した人または令和 5 年 3 月末までに履修見込みの人 ②一級または二級土木施工管理技士資格を有する人（令和 5 月 3 月末までに取得見込みの人を含む）	昭和 58 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	
学芸員	近 世 文 化 ・ 文 学	学校教育法による大学（4 年制）を卒業した人または令和 5 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、下記のいずれかに該当する人 ①博物館法に基づく学芸員となる資格を有する人または令和 5 年 3 月末までに取得見込みの人 ②学芸員資格認定試験の受験資格を有する人（採用後速やかに学芸員資格を取得すること）	昭和 53 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※実務経験とは、週 2 9 時間以上の勤務形態で勤務した経験を指します。なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

※同一年度内に同一職種を重複して受験することはできません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- (2) 上級の受験資格を有するにもかかわらず、初級を受験しようとする人
- (3) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）  
 第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について  
 「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

- 1 公権力の行使にあたる職務
  - (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
  - (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
  - (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
  - (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例  
 生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

- 2 公の意思の形成への参画にあたる職  
 伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【試験日時、会場】

◆第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
技術職（土木） （上級、初級、職務経験者対象）	総合適性検査（SPI3） ペーパーテスト方式 専門試験	11月12日（土） 受付：9時30分～ SPI3：10時00分～ 専門：13時30分～	伊賀市役所
学芸員 （近世文化・文学）	総合適性検査（SPI3） ペーパーテスト方式 論文試験、専門試験	11月12日（土） 受付：9時30分～ SPI3：10時00分～ 論文：13時30分～ 専門：14時45分～	

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会場	内容	試 験 日	会場
技術職（土木） （上級、初級、職務経験者対象）	個別面接	12月17日(土)	伊賀市役所	個別面接	1月14日(土)	伊賀市役所
学芸員 （近世文化・文学）						

◆会場所在地

伊賀市役所 伊賀市四十九町3184番地

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみメールで通知します。合否の結果は、受験者全員にメールで通知し、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【第1次試験の内容】

試験科目	内 容	所要時間
総合適性検査 (SPI3)	職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験を行います。	ペーパーテスト方式 約110分
専 門 試 験	技術職（土木）	受験職種に関する専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。 約90分
	学芸員 （近世文化・文学）	くずし字、近世文化・文学及び芭蕉に関する問題について、記述式による筆記試験を行います。 約60分
論文試験	指定した課題（テーマ）において、論理力や表現力、全体印象等について、800字程度の論文試験を行います。 約60分	

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットから申し込んでください。

なお、申し込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込フォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/159444>)

申し込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申し込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申し込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。また、人事課、各支所にも備え付けています。

郵送により申し込みを行った場合でも、その後の連絡はメールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)



#### ◆受付期間

10月15日(土)～10月31日(月)午後5時15分受信分まで

郵送による申し込みは、必ず簡易書留とし、10月31日(月)午後5時15分までの必着とします。

#### ◆申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市総務部人事課 (Tel:0595-22-9605)

#### ◆注意事項

- ・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・申し込みを使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申し込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。この場合で受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。(ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「[@logoform.jp](mailto:@logoform.jp)」「[saiyou@city.iga.lg.jp](mailto:saiyou@city.iga.lg.jp)」からメールを受信できるように設定してください。)
- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。このために生じた申し込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。
- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に振り分けられるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせてください。
- ・申し込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続きが完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続きには十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。



## 【採用予定日】

令和5年4月1日

## 【勤務条件（令和4年4月1日現在）】

### ◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 187,666 円以上、高校卒 155,118 円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間

≪一般的な例≫

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

◇休日

≪一般的な例≫

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

≪学芸員（近世文化・文学）≫

変則週休2日制 年末年始（12月29日～1月3日）

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

## 【その他】

- 1 学芸員（近世文化・文学）については、俳句・俳諧の資料収集・調査研究、企画展等の実施やその他の文化振興に関する業務に従事していただきます。
- 2 第3次試験合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 3 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 4 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ（<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>）に掲載します。  
なお、受験者への個別の連絡は行いません。
- 5 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験会場の変更、試験日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記4と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。

〒518-8501

三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

（電話）0595-22-9605

（ホームページ）<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>



# 令和4年度伊賀市職員採用試験申込書【追加募集】

受験職種（受験する職種に○をつけてください。）

技術職(土木)			学芸員
初級	上級	職務経験者	近世文化・文学

写真貼付欄  
縦4cm、横3cm

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

令和 年 月 日現在（←記載内容がいつ現在のものか必ず記入してください。）

フリガナ			性別	メールアドレス	
氏名			男・女		
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	(満 歳)		
フリガナ					
現住所	〒 -		TEL	-	-
			緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL	-
フリガナ					
連絡先	〒 -		TEL	-	-

(連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。)

学歴(中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記入のこと。)\*期間は必ず和暦で記入してください。

学校名	学部名	学科名	期間	区分
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学

職歴(ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))

\*同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤務先	所在市町村	期間
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。)受験資格に必要な免許資格については取得見込みの場合も記入してください。

取得年月日	免許資格等の名称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。

また、申込書に記載したことは事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第 229 号

伊賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和4年10月20日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して臨時的な措置として実施する伊賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「価格高騰緊急支援給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 価格高騰緊急支援給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和4年9月30日（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもの（以下この項において「住所設定者」という。）を含む。）であって、次のいずれかに該当する世帯の世帯主であるものとする。この場合において、第1号に掲げる世帯の世帯主にあつては、基準日（住所設定者の場合は、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなった日）において伊賀市の住民基本台帳に記録されている者に限り、第2号に掲げる世帯の世帯主にあつては、価格高騰緊急支援給付金の支給の申請をする日において伊賀市の住民基本台帳に記録されている者に限る。

(1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が

課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

- (2) 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月から令和4年12月までの任意の1月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）であって、次のいずれにも該当しないもの

ア 前号に該当する世帯として価格高騰緊急支援給付金の給付を受けた世帯に属する者を含む世帯

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以後の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し価格高騰緊急支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第3条 支給対象者に対して支給する価格高騰緊急支援給付金の金額は、1世帯あたり5万円とする。

（受給権者）

第4条 価格高騰緊急支援給付金の受給権者は、支給対象者（支給対象者が基準日以後に死亡した場合において、当該支給対象者が属する世帯に他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、当該世帯構成者のうちから選ばれた者））とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第

133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、他の市町村から価格高騰緊急支援給付金と同等の給付金の支給を受ける者は、受給権者としなない。

(申請等)

第5条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受けようとする受給権者は、第2条第1項第1号に該当するときは伊賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)を提出し、又は伊賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書(請求書)(住民税非課税世帯分)(様式第2号)により申請し、同項第2号に該当するときは伊賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書(請求書)(家計急変世帯分)(様式第3号)により申請しなければならない。

2 前項の規定による確認書の提出又は申請(以下「申請等」という。)に基づく支給は、次に掲げるいずれかの方式により行う。ただし、第2号に掲げる方式による支給は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 受給権者が申請等により指定した金融機関の口座に振り込む方式

(2) 伊賀市がその窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 受給権者は、申請等をするときには、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、受給権者本人による申請であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第6条 受給権者に代わり、代理で申請等を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

(4) 受給権者が入所している老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等又は知的若しくは精神障害者施設の職員

(5) 里親制度を利用している里子の里親

- (6) 配偶者等からの暴力を理由に避難している者を支援している民間の支援団体の職員
- (7) 留置施設若しくは刑事施設に留置され、又は収容されている未決拘禁者の弁護士

2 前項に規定する者が代理で確認書の提出をするときは、確認書の委任欄へ必要事項を記入し、支給の申請をするときは、原則として委任状を添付しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であること及び受給権者と代理人との間の代理関係を確認するものとする。

3 市長は、代理人の本人確認ができなかった場合又は受給権者と代理人との間の代理関係を確認できなかった場合は、申請を受け付けない。

(申請受付開始日等)

第7条 価格高騰緊急支援給付金の支給の申請の受付を開始する日は、令和4年11月15日とする。

2 申請等の期限は、令和5年1月31日とする。

(支給の決定)

第8条 市長は、申請等を受けたときは、速やかに内容を確認の上、価格高騰緊急支援給付金の支給を決定し、当該受給権者（代理人を含む。以下この条において同じ。）に対し支給する。

2 市長は、前項の規定による支給を第5条第2項第2号に掲げる方式により行うときは、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、当該受給権者本人であること（代理人が受給するときは、当該代理人本人であること）を確認するものとする。

3 市長は、第1項の規定による支給をもって、当該受給権者に対する価格高騰緊急支援給付金の支給決定通知に代えることができるものとする。

(価格高騰緊急支援給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、価格高騰緊急支援給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第7条第2項の申請等の期限までに申請等が行われなかった場合は、当該受給権者が価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条第1項の規定により支給の決定を行った後、書類の不備等、受給権者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合で、市長が確認等に努めたにもかかわらず、第7条第2項の申請等の期限から14日以内に補正等が行われなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた者があるときは、当該者に対し既に支給した価格高騰緊急支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 受給権者は、価格高騰緊急支援給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月20日から施行する。

別記(第4条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 伊賀市に居住する次に掲げる者が次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合は、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で当該申出者が伊賀市の住民基本台帳に記録されていない場合であっても受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者であって、基準日において居住地に住民票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者であって、自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからオまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関その他関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）により、婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された確認書が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がない（婦人保護施設等に申出者が児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）と認められること。

## 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、伊賀市に居住する者（伊賀市内の施設等（第2号から第6号までに規定する施設等をいう。）に入所し、又は入居する者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの（児童及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び第6号における母子生活支援施設の入所者をいう。以下同じ。)) については、受給権者とする。

(1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養



育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)

- (2) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)
- (3) 身体障害者福祉法第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する

児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

### 3 入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い

第1号に定める措置入所等障害者又は第2号に定める措置入所等高齢者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者（伊賀市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合の当該措置入所等障害者・高齢者を含む。）については、受給権者とする。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。

### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスである者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以後、伊賀市において住民基本台帳に記録されたときは、受給権者とする。

### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると伊賀市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、受給権者とする。

## 伊賀市告示第 230 号

伊賀市建設工事公表要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 10 月 20 日

伊賀市長 岡 本 栄

### 伊賀市建設工事公表要領の一部を改正する告示

伊賀市建設工事公表要領(平成 16 年伊賀市告示第 93 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

公表は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

第 3 条第 1 項第 1 号中「事項については、毎年度」を「事項 毎年度」に改め、「4 月 1 日」の次に「、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日」を加え、「。その後 7 月、10 月及び 1 月の各々 1 日時点で見直した変更後の当該事項」を削り、同号アからウまでを削り、同項第 2 号中「資格については、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書提出要領等」を「資格 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書提出要領等」に改め、同項第 3 号中「名簿については、入札参加資格者名簿」を「名簿 入札参加資格者名簿」に改め、同項第 4 号中「基準については、伊賀市建設工事等発注基準」を「基準 伊賀市建設工事等発注基準」に改め、同項第 5 号中「資格については、入札公告文」を「資格 入札公告文」に改め、同項第 6 号中「理由については、入札結果調書・入札経過表、一般競争入札参加資格確認通知書及び一般競争入札参加資格取消通知書」を「理由 開札結果及び競争参加資格確認通知書」に改め、同項第 7 号中「理由については、入札結果調書・入札経過表」を「理由 開札結果」に改め、同項第 8 号中「入札金額については、入札結果調書・入札経過表」を「入札金額 開札結果」に改め、同項第 9 号中「落札金額については、入札結果調書・入札経過表」を「落札金額 開札結果」に改め、同項第 10 号中「名称については、入札結果調書・入札経過表」を「名称 開札結果」に改め、同項第 11 号中「内容については、契約書(写)」を「内容 契約書(写)」に改め、同項第 12 号中「理由については、随意契約理由書」を「理由 随意契約理由書」に改め、同項第 13 号中「最低制限価格については、予定価格調書及び入札結果調書・入札経過表」を「最低制限価格 予定価格調書及び開札結果」に改め、同条第 2 項中「に掲げる」を「のいずれかの」に改める。

様式第3号を次のように改める。

**【様式第3号】**

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

伊賀市告示第 231 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 10 月 24 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

令和 4 年 10 月 14 日

2 撤去場所及び台数

伊賀市役所本庁西側駐輪場 原動機付自転車 1 台

3 撤去の理由

公共の用に供する場所において、自転車等の放置により、良好な環境が阻害されていると認めるため

4 保管場所 旧桃青中学校駐車場

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項の連絡先へ次のものを持参する。

(1) 原動機付自転車の鍵等、当該原動機付自転車を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 財務部管財課 TEL：0595-22-9610

伊賀市告示第 232 号

伊賀市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年10月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成30年伊賀市告示第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に定めるもののほか」を「第26条の規定に基づき」に改める。

別表1 運営費補助金を次のように改める。

1 運営費補助金

区分		補助基準額（年額）	
年間 開所 日数 250日 以上	運営基本額	年間平均児童数1 ～19人 (国庫補助金の対象となる場合)	2,554,000円－(19人一年間平均放課後児童数) ×29,000円
		年間平均児童数5 ～9人 (国庫補助金の対象とならない場合)	1,118,000円 ※ 開設年度、その翌年度及び翌々年度に限る。 ※ この補助金を申請する場合は、他の加算及び送迎支援費は適用しない。
		年間平均児童数20 ～35人	4,676,000円－(36人一年間平均放課後児童数) ×26,000円
		年間平均児童数36 ～45人	4,676,000円
		年間平均児童数46	4,676,000円－(年間平均放課後児童数－45人)

		～70人	×67,000円
		年間平均児童数71人以上	2,917,000円
	日数加算（1日8時間以上開所する場合）		（年間開所日数－250日）×19,000円
	長時間開所加算	平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合）	（1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数）×407,000円
		長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）	（1日8時間を超える時間の年間平均時間数）×183,000円
	長期休暇中支援加算（長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合）		（要件に該当する開所日数）×19,000円
年間開所日数 200日～249日	運営基本額	年間平均児童数1～19人 （国庫補助金の対象となる場合）	1,726,000円
		年間平均児童数5～9人 （国庫補助金の対象とならない場合）	1,118,000円 ※ 開設年度、その翌年度及び翌々年度に限る。 ※ この補助金を申請する場合は、他の加算及び送迎支援費は適用しない。
		年間平均児童数20人以上	3,071,000円
	長時間開所加算（平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合））		（1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数）×407,000円

障がい児受入加算	1,956,000円
賃借料費（リース契約に係る費用は対象外）	3,066,000円
移転関連費	2,500,000円
土地借料費	6,100,000円
送迎支援費（送迎を行うためのバス等の車両に係る燃料費に限る。）	507,000円
ひとり親家庭利用料支援費	1 児童当たり3,000円×利用月数
放課後児童支援員等処遇改善費	11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善費	(1)～(3)の合計額。ただし、919,000円を上限とする。 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり 131,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員 1 人当たり 263,000円 (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員 1 人当たり 394,000円

備考 この表の適用については、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日府子本第474号）の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の規定を準用する。

別表2整備費補助金に備考として次のように加える。

備考 この表の適用については、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日府子本第474号）の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の規定を準用する。

#### 附 則

この告示は、令和4年10月27日から施行し、改正後の伊賀市放課後児童健全育成事業補助



金交付要綱の規定は、令和4年10月1日から適用する。

伊賀市告示第 233 号

伊賀市コミュニティバス「にんまる」ラッピングデザイン使用手続要綱を次のように定める。

令和4年10月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市コミュニティバス「にんまる」ラッピングデザイン使用手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市コミュニティバス「にんまる」のラッピングデザイン（以下「デザイン」という。）の使用の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインに関する権利)

第2条 デザインに関する一切の権利は、本市に帰属する。

2 市長は、無断でデザインを使用している者又は使用しようとしている者に対し、使用の停止及びデザインを用いて作成された物品等の回収を求める等の措置を講ずるものとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が事業のために使用する場合
- (2) 国、地方公共団体又はこれに準ずる機関が広報又はこれに準ずる業務の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

(使用承認申請)

第4条 デザインを使用しようとする者は、次に掲げる書類等を添えて、伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- (1) 企画書

- (2) デザインを使用した製作物等を作製するときは、その見本
- (3) 団体にあつては、定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 会社にあつては、会社概要等の事業内容がわかる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本市の地域の活性化及び公共交通の利用促進に寄与すると認めるときは、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 本市の信用又は品位の失墜に至るおそれがあると認める場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認める場合
- (3) 政治、思想、宗教等に関する活動に利用し、又は利用するおそれがあると認める場合
- (4) 特定の個人又は団体等を市が公認しているような誤解を与え、若しくは売名に利用する場合又はそのおそれがあると認める場合
- (5) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあると認める場合
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認める場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項、第3項及び第12項を除く。）に規定する営業の用に供する場合
- (8) デザインのイメージを損なうおそれがあると認める場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、使用を承認することが不相当と認める場合

2 市長は、前項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）をするときは伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用承認通知書（様式第2号）により、使用承認をしないときは伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（使用料）

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用の条件に従うこと。
  - (2) 使用者は、使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (3) デザインを自己のものとして、商標又は意匠に使用しないこと。
  - (4) 伊賀市コミュニティバス「にんまる」のラッピングデザインであることを明示すること。
  - (5) デザインを事業、商品等に用いる場合にあっては、本市が当該事業、商品等の品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。
  - (6) 使用承認に係る物品等の完成品（提出が困難なものについては、その写真等）を提出すること。
- 2 市長は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることができる。

（使用承認の変更）

第8条 使用者が、使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用承認変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をするときは、伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 使用者は、第1項の承認を受けた後においても、前条第1項の規定に従わなければならない。

（使用承認の取消し）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、デザインの使用が不相当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、当該使用者に対し、伊賀市コミュニティバス「にんまる」デザイン使用承認取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、当該取消しに係る前項の規定による通知があった日以後、デザインを使用してはならない。

4 市長は、デザインの使用状況について、使用者に報告させ、又は調査することができる。

(責任の制限)

第10条 市は、前条第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に損害が生じても、その賠償の責任を一切負わない。

2 市は、使用者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(事務処理)

第11条 デザインの使用の手續に関する事務は、企画振興部交通政策課において処理する。

附 則

この告示は、令和4年10月27日から施行する。

伊賀市告示第 234 号

伊賀市斎苑条例（平成 16 年伊賀市条例第 154 号）第 5 条に規定する使用料の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 10 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 株式会社安全警備  
代表取締役 矢部敏光  
所在地 伊賀市西明寺 2807-1

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

伊賀市告示第 235 号

令和 4 年第 6 回伊賀市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和 4 年 10 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和 4 年 11 月 4 日（金） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 令和 4 年度伊賀市一般会計補正予算（第 8 号）
  - (2) 令和 4 年度伊賀市病院事業会計補正予算（第 2 号）
  - (3) 伊賀市手数料条例の一部改正について